

あい を育む 泉南市



「あいを育む泉南市」をめざして
泉南市地域福祉計画 ー概要版ー

平成 19 年 3 月
泉南市



「あい」を育む泉南市」の 実現をめざして

地域福祉 計画とは

地域福祉計画とは、だれもが地域で自立して幸せな生活を送ることができるように、行政、市民、地域団体、福祉サービス事業者、企業、学校等、地域の様々な構成員が協働し、解決すべき生活課題や支援を必要とする人を把握し、課題の発生を予防し、課題を解決していくための仕組みをつくる計画です。そのために次の3つを主な目的とします。

計画の 主な目的

- ①地域で見えにくくなっているお互いの「つながり」を新たに作り直します。
- ②セーフティネットが有効に機能するような仕組みをつくりまします。
- ③だれもが快適に暮らせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

計画の 対象者

本市に居住するすべての人々を対象としています。

支援を必要としている高齢者や障害のある人、地域の中で子育てに悩む保護者、外国人など

地域福祉 の担い手

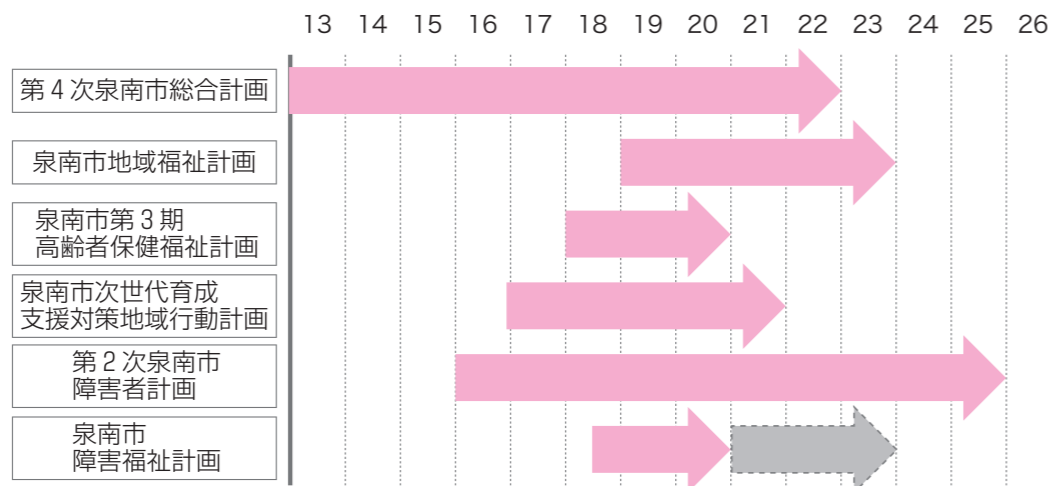
また、地域福祉の担い手としてすべての構成員や機関・団体を設定しています。

行政、関係機関、市民、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、地域で働く人、地域団体、ボランティア、NPO、企業、商店、学校など

計画の 期間

計画の期間は平成19年度から平成23年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

■計画および関連計画の期間



計画の基本理念

「だれもが自分らしく、よりよく生きることができるように、だれもが担い手となると同時に、受け手として、お互いさまの関係を築き、共に住み良いまちをつくりあげる取り組み」すなわち「地域福祉」を進めていくため、「お互いの人権の尊重と認めあい」「ともにささえあい、助けあう」「地域にかかわる様々な担い手が知恵や力を出しあい、ともに取り組む」ことを基本理念とします。

基本理念にもとづいて、次のような地域社会をめざします。

めざすべき 地域社会

- 市民一人ひとりがお互いに基本的人権を尊重し、その存在を認めあい、命を尊び、だれもが排除されることのない、差別されることのない、共に生きる地域社会
- 地域の中でSOSを見逃さず、必要な人に適切に支援が届き、安心して生活ができるあたたかで、やさしさにあふれる支えあいの地域社会
- 行政と多種多様な個人、機関や団体、事業所等が連携し、協働して取り組むことにより地域の特性を持ったきめ細やかで質の高いサービスの提供や地域の自立性が高まる地域社会
- だれもが地域の中で、安全に安心して、快適に暮らせる地域社会

そして、めざすべき社会の将来像としては次のように設定します。

めざすべき 社会の将来像

あいを育む 泉南市

基本目標 1 地域社会でのつながりを

地域社会には支援を必要とする様々な人が暮らしています。このような人を見逃さないためにも、日ごろからのつきあいの中で信頼関係を築き、相談できるようにするために、隣近所、自治会、小学校区など地域社会の中で、共に生きる意識を高めるとともに、多様な交流を進めます。

基本目標 2 住民主体の地域福祉活動を進めるために

住民一人ひとりが地域福祉の担い手であることを自覚できるように、市政への関心を高めるとともに、NPOやボランティア活動、身近な地域での福祉活動を促進します。また、様々な機会をとらえて地域福祉の担い手の発掘や育成を行っていきます。さらに、社会福祉協議会との連携を強化します。

基本目標 3 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

だれもが自分らしくより良く生きるために、隣近所の声かけから見守り、関係機関等との連携体制の確立を進めます。また、必要なサービスや支援が届くように、総合的な相談支援体制づくりを進めます。さらに、福祉サービス利用者の権利を守り、福祉サービス等の充実と質の向上を図ります。

基本目標 4 安心して快適に暮らせる環境をつくるために

地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせるような環境を整えるために、犯罪防止や災害の備えへの取り組みを促進します。また、安全な道路・交通環境づくりを進めるとともに、施設や住まいづくりにユニバーサルデザインの考え方を導入し、人にやさしいまちづくりを進めます。

さまざまな施策・事業に取りくんでききます

計画の体系

めざすべき将来像「あいを育む泉南市」を実現するため、次のような体系のもとに行政と地域にかかわる様々な主体との協働による取り組みを進めます。

あいを育む
泉南市

基本目標 1 地域社会でのつながりをつくるために

- ① 共に生きる意識を高める
- ② 多様な交流を進める

基本目標 2 住民主体の地域福祉活動を進めるために

- ① 市政への関心を高め、参画を進める
- ② NPO・ボランティア活動を進める
- ③ 身近な地域での福祉活動を進める
- ④ 地域福祉の担い手を育成する
- ⑤ 社会福祉協議会との連携を強化する

基本目標 3 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

- ① SOSを見逃さない仕組みをつくる
- ② 総合相談支援体制をつくる
- ③ 必要な情報を入手しやすい仕組みをつくる
- ④ 福祉サービス利用者の権利を守る
- ⑤ 福祉サービス等の充実と質の向上を図る

基本目標 4 安心して快適に暮らせる環境をつくるために

- ① 災害時の備えや防犯のための地域連携を進める
- ② 安全な道路・交通環境づくりを進める
- ③ 利用しやすい施設やまちづくりを進める

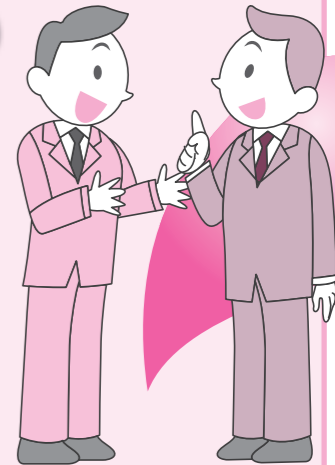
基本目標 1 地域社会でのつながりをつくるために

1 共に生きる意識を高める

部落問題をはじめ、子どもや障害のある人、高齢者に対する虐待や女性に対する暴力、インターネットを悪用した人権侵害など、様々な人権課題が存在しています。このような人権課題を解決し、お互いが尊重しあい、支えあう社会を築いていくために、家庭、学校、職場、地域など様々な機会を通じて、人権教育や人権啓発を進めていきます。

2 多様な交流を進める

日常的なあいさつやふれあいの中で、顔の見える関係を築き、地域全体で高齢者や障害のある人を見守り、情報を共有できるようにするために、地域であいさつ運動を進めるとともに、区・自治会での交流行事や事業の活性化の支援、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、民間福祉施設と地域との交流など、子どもたちから高齢者、障害のある人、外国人などさまざまな人が参加できる機会の充実を図ります。



基本目標 2 住民主体の地域福祉活動を進めるために

1 市政への関心を高め、参画を進める

高齢者や障害のある人、子ども、外国人など支援を必要とする人のみならず、ボランティアや地域団体、事業者等様々な地域を構成する人が、どのような生活課題があるか、どのように対応していけばよいのかなど、市政への関心を高め、参画を進めます。

また、市民のだれもが地域の問題や行政計画の策定について、意見や提案を述べる機会を設けます。

2 NPO・ボランティア活動を進める

本市ではボランティア活動による福祉活動や地区福祉委員会活動など、地域住民主体の活動に取り組んでいます。そのため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の促進を図るとともに、NPO活動の支援に努めます。

また、小さい頃から思いやりの気持ち、できることをする意識や行動力を身につけることができるよう、福祉教育を進めます。

3 身近な地域での福祉活動を進める

子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立化したり、高齢者世帯や障害のある人のいる世帯など、地域では支援を必要とする人が増加しています。

このような福祉課題に対し、身近な地域で見守りや支えあいを進めるため、小地域ネットワーク活動や地区福祉委員会活動を促進します。また、活動拠点となる施設の運営の充実を図ります。

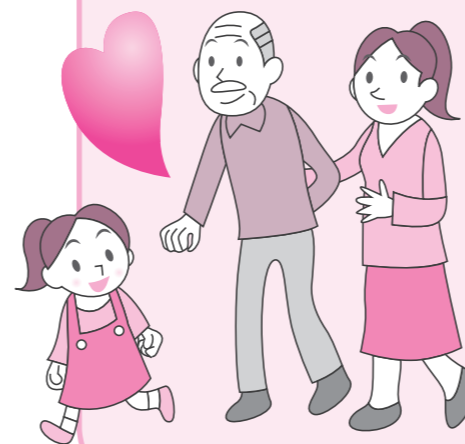
4 地域福祉の担い手を育成する

地域福祉活動を推進するリーダーとして、地域団体やボランティア団体、地区福祉委員会などの育成・支援を図ります。こうした活動の担い手として、青年層や中高年の男性等への参加を促すとともに、ボランティアリーダーや実践者の育成を行うため、社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等と連携して研修会等を開催し支援します。

5 社会福祉協議会との連携を強化する

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な機関であり、地域団体やボランティア等と行政とのつなぎ機能を担うことも期待されています。

そのため、市行政は社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動が活発に行われるよう支援を促進します。



基本目標 3 必要な人に適切に支援が届く仕組みをつくるために

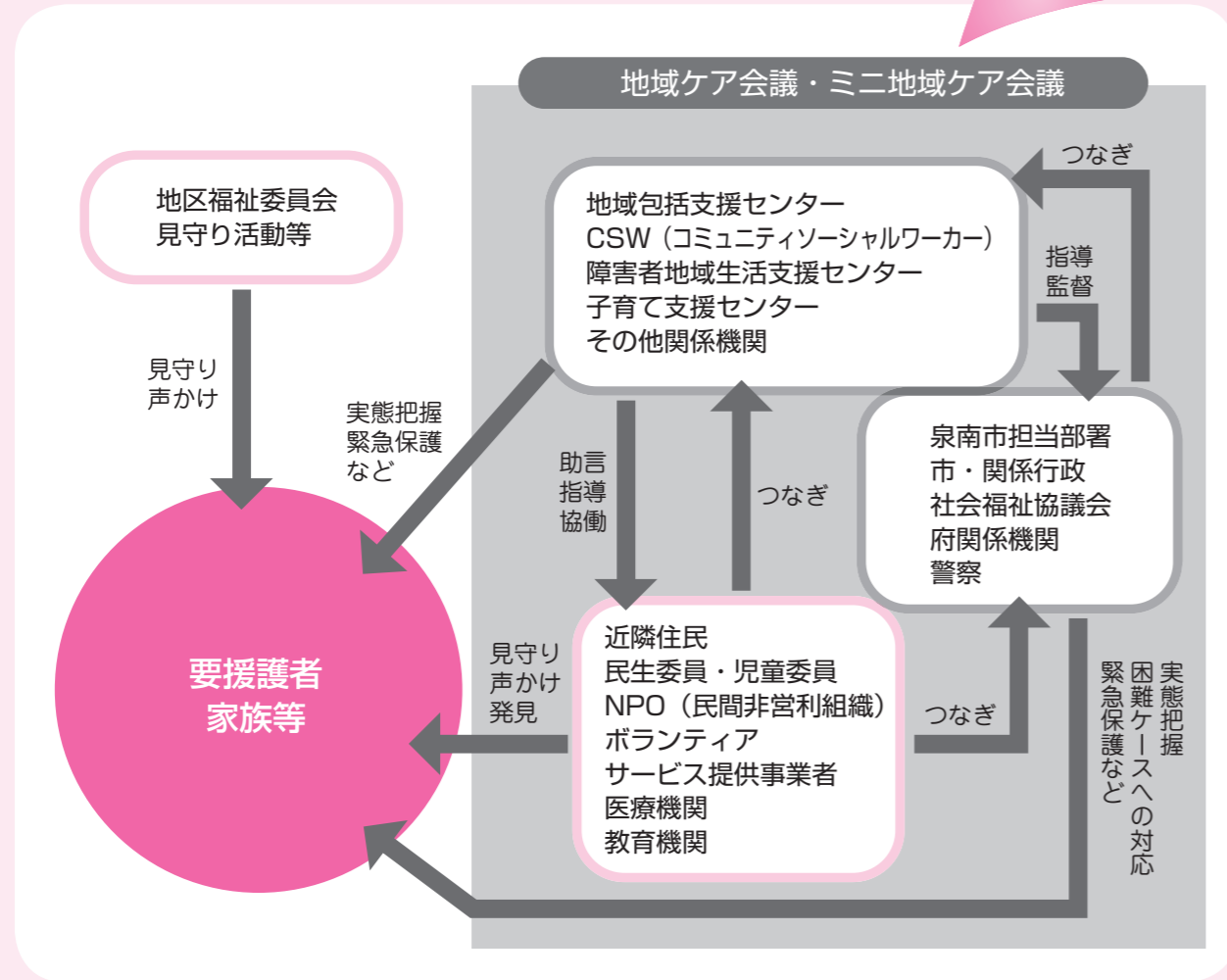
1 SOSを見逃さない仕組みをつくる

児童虐待、いじめや不登校、高齢者への虐待、要援護高齢者の増加、配偶者や恋人からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の様々な問題があり、行政と地域が一体となって根絶する必要があります。

そのため、地域の中で支援が必要な人の発見、見守り、相談等、地域住民、団体や機関等との連携を強化し、SOSを見逃さない仕組みの構築を進めます。



■要援護者の存在やニーズの発見・虐待の発見の仕組みづくり



2 総合相談支援体制をつくる

だれもが身近な地域で気軽に相談できる窓口、より専門的な相談や指導が受けられる窓口など、複雑・多様化する相談内容に対応できる体制の整備に努めます。

また、支援を必要とする高齢者等が適切な支援を受けられるように、地域包括支援センターと民生委員・児童委員や老人クラブ会長、福祉委員、薬局、司法書士、地域住民等で構成する担当地区ケア会議を開催します。

3 必要な情報を入手しやすい仕組みをつくる

各種福祉サービス、改正介護保険法や障害者自立支援法についてなど、制度やサービス内容、利用要件等について必要なときに必要な情報が入手できる体制の整備に努めます。

また、身近な地域での出前講座などによる周知にも努めます。

4 福祉サービス利用者の権利を守る

認知症高齢者や知的障害のある人などがサービスを適切に利用できるよう、また、財産管理などを行えるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用支援を図り、権利擁護を推進します。

また、サービス等に対する苦情への対応の充実を図ります。

5 福祉サービス等の充実と質の向上を図る

支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるように、居宅での福祉サービスの充実に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。また、公的サービスでは対応しにくいようなサービスについては、民間活力を活用し、多様なニーズに対応します。

基本目標 4 安心して快適に暮らせる環境をつくるために

1 災害時の備えや防犯のための地域連携を進める

地域での防犯を進めるとともに防犯体制づくりを進めます。また、災害時にも、障害のある人やひとり暮らしの高齢者、外国人などが安全に避難でき、安否確認が行えるように、地域での防災体制づくり、避難所の周知、防犯訓練等を進めます。

2 安全な道路・交通環境づくりを進める

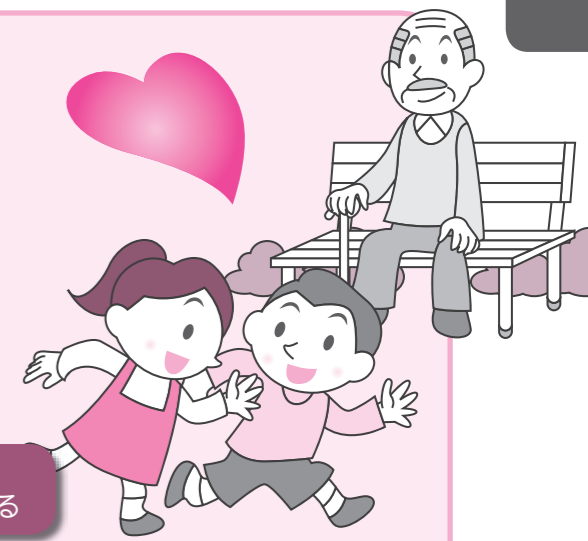
道路改修や交通安全施設の計画的な整備を進めるとともに、障害のある人や高齢者が利用しやすい移動手段の充実、移動支援の充実に努めます。

また、あたたかな支援の手を何気なく差し出されるように、人権意識や福祉意識の高揚を図ります。

3 利用しやすい施設や住まいづくりを進める

障害のある人や高齢者、子どもなどだれもが利用しやすいように、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入した施設づくりなど、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき公共・公益施設の整備を推進します。

また、障害のある人や高齢者などが住みやすいように、住宅の改良等住環境の整備を推進します。



施策の展開方向②

施策の展開方向②